

平成26年6月2日

東急不動産株式会社  
代表取締役社長 金指 潔 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 吉川 万里子



### ご 連 絡

本協会からの平成25年3月4日付「申入書」に対し、平成26年5月9日付「回答書（その5）」をご送付いただきました。ご対応ありがとうございます。

貴社ご回答を拝見いたしましたところ、いくつか不明な点がありましたので、下記についてご回答をお願いいたします。

### 記

1. 入居契約書（案）において、「月払方式」と「一括払方式」における家賃に違いはあるのでしょうか。
2. 「一括払方式」の P.4（4）賃料等の「保険料」について、「保険料」とあるのは、保険法に規定する保険の保険料のことですか。仮にそうであるとすると、保険の種類、保険契約者、保険者、被保険者はどうなりますか。
3. 「一括払方式」の P.14 別表第1（第8条第1項関係）において  
※サービス提供内容の詳細については、管理及びサービスに関する規定を参照とありますので、「管理及びサービスに関する規定」をご送付ください。
4. 「重要事項説明書」もご送付ください。

なお、本「ご連絡」並びに貴社からのご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

以 上

（本件に関する連絡先）

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL:03-5614-0543 FAX:03-5614-0743